

議案第 3 号

中国地区所有者不明土地等連携協議会規約の改正及び
中国地区所有者不明土地等ワーキンググループ運営要領の改正について

- 1 中国地区所有者不明土地等連携協議会規約の改正について
別紙 1 のとおりに改正する。

<改正理由>

所有者不明土地法の一部改正（令和 4 年 5 月 9 日公布）に伴い更なる協議会活動の活性化が望まれていることから、協議会における活動内容（現場に役に立つ情報の提供等を図る）や体制の充実を図るために改正する。

なお、連携協議会の拡充に併せた適時の名称変更は必須となり、対外的に用地関係業務及び土地政策の推進をアピールしていく上で重要とされ、各地区の名称を変更することとなりましたので、「中国地区所有者不明土地等連携協議会」の名称を「中国地区土地政策推進連携協議会」に変更する。

- 2 中国地区所有者不明土地等ワーキンググループ運営要領の改正について
別紙 2 のとおりに改正する

<改正理由>

中国地区所有者不明土地等連携協議会規約の改正に伴い、中国地区所有者不明土地等ワーキンググループ運営要領も改正する。

中国地区所有者不明土地等連携協議会規約 新旧対照表

※赤字下線部分が今回改正箇所

改正	現行
<p style="text-align: center;">中国地区 <u>土地政策推進</u> 連携協議会規約</p> <p>(名称) 第1条 本会は、中国地区 <u>土地政策推進</u> 連携協議会と称する。</p> <p>(目的) 第2条 本会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）」の適正かつ円滑な施行を図り、地方公共団体が行う事業用地の取得又は使用に係る業務（以下「用地業務」という。） <u>及び土地の適正な管理等の土地政策（以下「土地政策」という。）</u> に関して、 <u>関係する行政機関及び団体が連携して</u> 支援等を行うことにより、 <u>当該業務</u> の円滑な遂行に寄与することを目的とする。</p> <p>(活動) 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。 一 所有者不明土地法に関する施策・取組の情報共有 二 所有者不明土地問題の解決に向けた取組の情報共有 三 地方公共団体からの相談体制の構築 四 地方公共団体の用地取得の隘路の解決に向けた事例紹介や解決策の提案 五 用地業務 <u>及び土地政策</u> に関する専門家等の活用を図っていくための方策の提案 六 構成員等による講習会や講演会等の開催 七 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと</p> <p>(構成員 <u>及び準構成員</u>) 第4条 本会の構成員は、別表1に掲げる者及び総会で加入を認められた者とする。 <u>2 準構成員は、中国地方整備局の管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）の市町村（岡山市及び広島市を除く。）及び林野庁とする。</u></p> <p>(会長) 第5条 会長は、国土交通省中国地方整備局長をもってこれにあてる。 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。 3 会長に事故等があり職務を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が職務を代行する。</p>	<p style="text-align: center;">中国地区 <u>所有者不明土地等</u> 連携協議会規約</p> <p>(名称) 第1条 本会は、中国地区 <u>所有者不明土地等</u> 連携協議会と称する。</p> <p>(目的) 第2条 本会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）」の適正かつ円滑な施行を図り、地方公共団体が行う事業用地の取得又は使用に係る業務（以下「用地業務」という。）に関して、支援等を行うことにより、 <u>用地業務</u> の円滑な遂行に寄与することを目的とする。</p> <p>(活動) 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。 一 所有者不明土地法に関する施策・取組 <u>（地域福利増進事業の実施、土地収用法の特例、財産管理に関する民法の特例、所有者探索の円滑化、特定登記未了土地に関する不動産登記法の特例等）</u> の情報共有 二 所有者不明土地問題の解決に向けた取組の情報共有 三 地方公共団体からの相談体制の構築 四 地方公共団体の用地取得の隘路の解決に向けた事例紹介や解決策の提案 五 用地業務に関する専門家等の活用を図っていくための方策の提案 六 構成員等による講習会や講演会等の開催 七 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと</p> <p>(構成員) 第4条 本会の構成員は、別表1に掲げる者及び総会で加入を認められた者とする。 【新設】</p> <p>(会長) 第5条 会長は、国土交通省中国地方整備局長をもってこれにあてる。 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。 3 会長に事故等があり職務を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が職務を代行する。</p>

※赤字下線部分が今回改正箇所

改正	現行
<p>(総会)</p> <p>第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が<u>招集</u>する。<u>なお、構成員をもって構成する。</u></p> <p>2 通常総会は、毎年1回会長の定める時期に開催する。</p> <p>3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。</p> <p>4 会長が必要と認めるときは、<u>準構成員等</u>の構成員以外の者に出席を求めることができる。</p> <p>5 本規約の改正及び構成員の加入その他本会の会務に関する重要な事項については、総会で決定する。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第7条 総会の下に幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会の構成員は、会長が指名する。</p> <p>3 幹事会の開催は、必要に応じて会長が決定する。</p> <p><u>4 会長が必要と認めるときは、幹事会構成員以外の者に出席を求めることができる。</u></p> <p><u>5 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</u></p> <p>一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項</p> <p>二 総会に提出する事案に関する事項</p> <p>三 総会が幹事会に委任した事項</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項</p> <p>(ワーキンググループ)</p> <p>第8条 幹事会は、各県毎に第7条第<u>5</u>項各号に掲げる事項のうち必要な活動を行うためのワーキンググループを置くことができる。</p> <p>2 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 本会の事務局は、中国地方整備局用地部用地企画課に置く。</p> <p>2 事務局長は、中国地方整備局用地部用地企画課長をもってこれにあてる。</p> <p>3 事務局は本会運営のための事務を行う。</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(総会)</p> <p>第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が召集する。</p> <p>2 通常総会は、毎年1回会長の定める時期に開催する。</p> <p>3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。</p> <p>4 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。</p> <p>5 本規約の改正及び構成員の加入その他本会の会務に関する重要な事項については、総会で決定する。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第7条 総会の下に幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会の構成員は、会長が指名する。</p> <p>3 幹事会の開催は、必要に応じて会長が決定する。</p> <p>【新設】</p> <p>4 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項</p> <p>二 総会に提出する事案に関する事項</p> <p>三 総会が幹事会に委任した事項</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項</p> <p>(ワーキンググループ)</p> <p>第8条 幹事会は、各県毎に第7条第<u>4</u>項各号に掲げる事項のうち必要な活動を行うためのワーキンググループを置くことができる。</p> <p>2 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 本会の事務局は、中国地方整備局用地部用地企画課に置く。</p> <p>2 事務局長は、中国地方整備局用地部用地企画課長をもってこれにあてる。</p> <p>3 事務局は本会運営のための事務を行う。</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>

※赤字下線部分が今回改正箇所

改正	現行																																																																																																		
<p>附 則 この規約は、平成31年2月12日から施行する。 <u>この規約は、令和4年〇月〇日から施行する。</u> 注：総会の開催日とする。</p> <p>(別表1) 中国地区<u>土地政策推進</u>連携協議会構成員</p> <p>1. 行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>国土交通省中国地方整備局長</td><td>会長</td></tr> <tr><td>国土交通省中国地方整備局用地部長</td><td></td></tr> <tr><td>国土交通省中国地方整備局建政部長</td><td></td></tr> <tr><td>法務省広島法務局長</td><td></td></tr> <tr><td>法務省広島法務局民事行政部長</td><td></td></tr> <tr><td><u>財務省中国財務局管財部長</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>農林水産省中国四国農政局経営・事業支援部長</u></td><td></td></tr> <tr><td>鳥取県県土整備部長</td><td></td></tr> <tr><td>島根県土木部長</td><td></td></tr> <tr><td>岡山県土木部長</td><td></td></tr> <tr><td>広島県土木建築局長</td><td></td></tr> <tr><td>山口県土木建築部長</td><td></td></tr> <tr><td>岡山市都市整備局長</td><td></td></tr> <tr><td>広島市都市整備局長</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2. 関係団体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>中国地方弁護士会連合会理事長</td><td></td></tr> <tr><td>日本司法書士会連合会中国ブロック会会長</td><td></td></tr> <tr><td>中国不動産鑑定士協会連合会会長</td><td></td></tr> <tr><td>広島県行政書士会会長</td><td></td></tr> <tr><td>日本土地家屋調査士会連合会中国ブロック協議会会長</td><td></td></tr> <tr><td>(一社) 日本補償コンサルタント協会中国支部支部長</td><td></td></tr> <tr><td><u>(公社) 鳥取県宅地建物取引業協会</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>(公社) 島根県宅地建物取引業協会</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>(公社) 岡山県宅地建物取引業協会</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>(公社) 広島県宅地建物取引業協会</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>(公社) 山口県宅地建物取引業協会</u></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名 称	備 考	国土交通省中国地方整備局長	会長	国土交通省中国地方整備局用地部長		国土交通省中国地方整備局建政部長		法務省広島法務局長		法務省広島法務局民事行政部長		<u>財務省中国財務局管財部長</u>		<u>農林水産省中国四国農政局経営・事業支援部長</u>		鳥取県県土整備部長		島根県土木部長		岡山県土木部長		広島県土木建築局長		山口県土木建築部長		岡山市都市整備局長		広島市都市整備局長		名 称	備 考	中国地方弁護士会連合会理事長		日本司法書士会連合会中国ブロック会会長		中国不動産鑑定士協会連合会会長		広島県行政書士会会長		日本土地家屋調査士会連合会中国ブロック協議会会長		(一社) 日本補償コンサルタント協会中国支部支部長		<u>(公社) 鳥取県宅地建物取引業協会</u>		<u>(公社) 島根県宅地建物取引業協会</u>		<u>(公社) 岡山県宅地建物取引業協会</u>		<u>(公社) 広島県宅地建物取引業協会</u>		<u>(公社) 山口県宅地建物取引業協会</u>		<p>附 則 この規約は、平成31年2月12日から施行する。</p> <p>(別表1) 中国地区所有者不明土地等連携協議会構成員</p> <p>1. 行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>国土交通省中国地方整備局長</td><td>会長</td></tr> <tr><td>国土交通省中国地方整備局用地部長</td><td></td></tr> <tr><td>国土交通省中国地方整備局建政部長</td><td></td></tr> <tr><td>法務省広島法務局長</td><td></td></tr> <tr><td>法務省広島法務局民事行政部長</td><td></td></tr> <tr><td>追加</td><td></td></tr> <tr><td>追加</td><td></td></tr> <tr><td>鳥取県県土整備部長</td><td></td></tr> <tr><td>島根県土木部長</td><td></td></tr> <tr><td>岡山県土木部長</td><td></td></tr> <tr><td>広島県土木建築局長</td><td></td></tr> <tr><td>山口県土木建築部長</td><td></td></tr> <tr><td>岡山市都市整備局長</td><td></td></tr> <tr><td>広島市都市整備局長</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2. 関係団体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>中国地方弁護士会連合会理事長</td><td></td></tr> <tr><td>日本司法書士会連合会中国ブロック会会長</td><td></td></tr> <tr><td>中国不動産鑑定士協会連合会会長</td><td></td></tr> <tr><td>広島県行政書士会会長</td><td></td></tr> <tr><td>日本土地家屋調査士会連合会中国ブロック協議会会長</td><td></td></tr> <tr><td>(一社) 日本補償コンサルタント協会中国支部支部長</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名 称	備 考	国土交通省中国地方整備局長	会長	国土交通省中国地方整備局用地部長		国土交通省中国地方整備局建政部長		法務省広島法務局長		法務省広島法務局民事行政部長		追加		追加		鳥取県県土整備部長		島根県土木部長		岡山県土木部長		広島県土木建築局長		山口県土木建築部長		岡山市都市整備局長		広島市都市整備局長		名 称	備 考	中国地方弁護士会連合会理事長		日本司法書士会連合会中国ブロック会会長		中国不動産鑑定士協会連合会会長		広島県行政書士会会長		日本土地家屋調査士会連合会中国ブロック協議会会長		(一社) 日本補償コンサルタント協会中国支部支部長	
名 称	備 考																																																																																																		
国土交通省中国地方整備局長	会長																																																																																																		
国土交通省中国地方整備局用地部長																																																																																																			
国土交通省中国地方整備局建政部長																																																																																																			
法務省広島法務局長																																																																																																			
法務省広島法務局民事行政部長																																																																																																			
<u>財務省中国財務局管財部長</u>																																																																																																			
<u>農林水産省中国四国農政局経営・事業支援部長</u>																																																																																																			
鳥取県県土整備部長																																																																																																			
島根県土木部長																																																																																																			
岡山県土木部長																																																																																																			
広島県土木建築局長																																																																																																			
山口県土木建築部長																																																																																																			
岡山市都市整備局長																																																																																																			
広島市都市整備局長																																																																																																			
名 称	備 考																																																																																																		
中国地方弁護士会連合会理事長																																																																																																			
日本司法書士会連合会中国ブロック会会長																																																																																																			
中国不動産鑑定士協会連合会会長																																																																																																			
広島県行政書士会会長																																																																																																			
日本土地家屋調査士会連合会中国ブロック協議会会長																																																																																																			
(一社) 日本補償コンサルタント協会中国支部支部長																																																																																																			
<u>(公社) 鳥取県宅地建物取引業協会</u>																																																																																																			
<u>(公社) 島根県宅地建物取引業協会</u>																																																																																																			
<u>(公社) 岡山県宅地建物取引業協会</u>																																																																																																			
<u>(公社) 広島県宅地建物取引業協会</u>																																																																																																			
<u>(公社) 山口県宅地建物取引業協会</u>																																																																																																			
名 称	備 考																																																																																																		
国土交通省中国地方整備局長	会長																																																																																																		
国土交通省中国地方整備局用地部長																																																																																																			
国土交通省中国地方整備局建政部長																																																																																																			
法務省広島法務局長																																																																																																			
法務省広島法務局民事行政部長																																																																																																			
追加																																																																																																			
追加																																																																																																			
鳥取県県土整備部長																																																																																																			
島根県土木部長																																																																																																			
岡山県土木部長																																																																																																			
広島県土木建築局長																																																																																																			
山口県土木建築部長																																																																																																			
岡山市都市整備局長																																																																																																			
広島市都市整備局長																																																																																																			
名 称	備 考																																																																																																		
中国地方弁護士会連合会理事長																																																																																																			
日本司法書士会連合会中国ブロック会会長																																																																																																			
中国不動産鑑定士協会連合会会長																																																																																																			
広島県行政書士会会長																																																																																																			
日本土地家屋調査士会連合会中国ブロック協議会会長																																																																																																			
(一社) 日本補償コンサルタント協会中国支部支部長																																																																																																			

(公社) 全日本不動産協会鳥取県本部	
(公社) 全日本不動産協会島根県本部	
(公社) 全日本不動産協会岡山県本部	
(公社) 全日本不動産協会広島県本部	
(公社) 全日本不動産協会山口県本部	

中国地区所有者不明土地等連携協議会ワーキンググループ運営要領 新旧対照表

※赤字下線部分が今回改正箇所

改正	現行
<p style="text-align: center;">中国地区<u>土地政策推進</u>連携協議会ワーキンググループ運営要領</p> <p>(趣旨) 第1条 この要領は、中国地区<u>土地政策推進</u>連携協議会規約（以下「規約」という。）第8条第2項に基づき、ワーキンググループの運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(構成員等) 第2条 各県ワーキンググループ構成員は、別紙のとおりとする。 2 各県ワーキンググループのグループリーダーは、幹事会の座長が指名する。 <u>3 グループリーダーが必要と認めるときは、ワーキンググループ構成員以外の者の出席を求めることができる。</u></p> <p>(会議等) 第3条 各県ワーキンググループの開催にあたっては、グループリーダーが招集する。</p> <p>(活動内容) 第4条 各県ワーキンググループは、次に掲げる活動を行う。 一 特定登記未了土地に関する不動産登記法の特例等の情報把握 二 所有者不明土地法関連情報の提供 三 <u>地方公共団体の用地業務及び土地政策</u>における支援ニーズの把握 四 規約第4条に規定する構成員等による講習会・講演会の実施</p> <p>(活動内容の報告) 第5条 グループリーダーは、活動の内容について事務局に報告するものとする。</p> <p>附 則 この運営要領は、令和元年5月16日から施行する。 この運営要領は、令和3年5月14日から施行する。 <u>この運営要領は、令和4年〇月〇日から施行する。</u> 注：総会開催日とする。</p> <p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">ワーキンググループ構成員</p> <p>【省略】</p>	<p style="text-align: center;">中国地区所有者不明土地等連携協議会ワーキンググループ運営要領</p> <p>(趣旨) 第1条 この要領は、中国地区所有者不明土地等連携協議会規約（以下「規約」という。）第8条第2項に基づき、ワーキンググループの運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(構成員等) 第2条 各県ワーキンググループ構成員は、別紙のとおりとする。 2 各県ワーキンググループのグループリーダーは、幹事会の座長が指名する。 【新設】</p> <p>(会議等) 第3条 各県ワーキンググループの開催にあたっては、グループリーダーが招集する。</p> <p>(活動内容) 第4条 各県ワーキンググループは、次に掲げる活動を行う。 一 特定登記未了土地に関する不動産登記法の特例等の情報把握 二 所有者不明土地法関連情報の提供 三 用地業務における支援ニーズの把握 四 規約第4条に規定する構成員等による講習会・講演会の実施</p> <p>(活動内容の報告) 第5条 グループリーダーは、活動の内容について事務局に報告するものとする。</p> <p>附 則 この運営要領は、令和元年5月16日から施行する。 この運営要領は、令和3年5月14日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">ワーキンググループ構成員</p> <p>【省略】</p>

事務連絡

令和4年4月27日

各地方整備局用地部長 殿
北海道開発局開発監理部用地課長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局
土地政策課 公共用地室長

所有者不明土地連携協議会の名称変更等について（依頼）

各地方整備局等で設置している「所有者不明土地連携協議会」等の名称については、下記のとおり、「土地政策推進連携協議会」を含めた名称への変更などをして頂きますよう依頼します。

記

今般、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正により、土地利用の円滑化の推進、災害等の発生防止に向けた管理の適正化及び所有者不明土地対策の推進体制の強化が行われます。

既にお知らせしているとおり、連携協議会の体制拡充を図るとともに、今後、連携協議会においては、地方公共団体が行う用地業務、地籍調査等の土地政策全般の内容を取り扱うことと致します。

については、令和4年4月27日以降、初回の講演会・講習会の開催にあたっては、新名称を用いて頂きたく、名称変更を依頼するものです。

併せて、初回の講演会・講習会の開催にあたっては、記者発表を行って頂きますようお願い申し上げます。

これまでの活動

- ・2019年1月、所有者不明土地法制定に伴い、全国10地区で地方整備局、法務局、地方公共団体、関係士業団体が連携して協議会を設立。
- ・年2回程度、講演会や講習会を実施し、法制度、学識経験者や有識者による所有者不明土地問題に関する取組等を紹介。

名称変更の契機、目的など

- ・所有者不明土地法改正に併せ、連携協議会の活動範囲を、土地政策全般に拡大することを検討。
- ・所有者不明土地法改正法第46条の規定により、市町村が所有者不明土地対策計画の作成等のため設置(組織)することができる「所有者不明土地対策協議会」の名称との混同を避ける。

従来の活動内容に加えて、

所有者不明土地法の制度等に関する情報提供

所有者不明土地の現状等の情報提供

所有者探索の手法など、所有者不明土地の解消のためのスキルの紹介

土地関連のテーマを幅広く包含。

所有者不明土地や低未利用土地の利活用に関する情報提供

地籍調査の加速化に資する調査の目的や重要性などの周知

広くまちづくりに資する用地業務に関連する情報の提供

所有者不明土地対策計画の策定や推進法人の指定などの支援

空き地や空き家の課題解決に関する先進事例の紹介、情報提供

相談会の開催・相談窓口の設置等による参加者の関係の構築

土地政策推進連携協議会

目指す成果

- ①国等と市町村のネットワーク化の推進
- ②低未利用土地をはじめとした土地の利活用プロジェクトの増加
- ③用地業務の課題の解決事例の増加
- ④参加関係者の知見共有などによる予算等の解決ツールの増加 等

〔※令和3年度来、所有者不明土地連携協議会内において、(仮称)として案内〕

令和4年5月10日
不動産・建設経済局
土地政策審議官部門
土地政策課 公共用地室

「土地政策推進連携協議会」を設置します！

～ 地方公共団体の土地に関する課題解決や地域づくりを支援します ～

全国10地区の「所有者不明土地連携協議会」（平成31年設立）を、「土地政策推進連携協議会」に改組します。地域の持てる力をより良い地域づくりにつなげるため、今般の所有者不明土地法の改正を契機として、所有者不明土地対策のみならず、地方公共団体における土地の利活用や取得に関する課題への取組に対する支援を強化します。

1 土地政策推進連携協議会とは

- ・「所有者不明土地連携協議会」は、平成31年に、所有者不明土地法の施行に伴い、全国10地区において、地方整備局等の行政機関、都道府県、弁護士会等の関係士業団体により設立されました。
- ・今回、名称を「土地政策推進連携協議会」へと変更し、市町村、中小不動産関係団体などを新たな会員として加え、広く土地に関する課題解決や地域づくりを支援することとします。
(※今後、各地区の手続きを経て、正式に決定します。)

2 活動内容

- ・「所有者不明土地連携協議会」は、講演会や講習会を開催し、所有者不明土地法の制度説明、所有者の探索手法など、主に所有者不明土地の対策のための活動を行ってきました。
- ・これらに加え、「土地政策推進連携協議会」では、
 - ①今般の法改正で創設された新たな制度(計画の策定や推進法人の指定、管理不全所有不明土地についての代執行等)の運用の支援、
 - ②空き地活用の事例紹介など低未利用土地の利活用の推進、空き家対策、管理不全土地対策などを図るための情報提供、
 - ③用地業務や地籍調査の推進につながる情報提供など広く土地に関する課題解決や地域づくりの支援を行います。
さらに、相談窓口の設置や民間団体と連携した相談会の開催等も行う予定です。

3 今後の予定

- ・「土地政策推進連携協議会」としての活動は、地方ブロックごとに講演会を行うことから開始します。5月17日(火)の関東地区が最初の開催地です。
(講演会詳細については、各地区連携協議会へお問合せ下さい)。

<お問い合わせ先>

国土交通省 不動産・建設経済局 土地政策課 公共用地室 濱田、小野寺、松本
代表：03-5253-8111 (内線、30151、30150、30145)
直通：03-5253-8270 FAX：03-5253-1558